

# 災害復興住宅融資

## お申込みについて

### ▶ 申込受付期間

- 災害の終息した日から2年間です。(注) 災害の終息した日は、住宅金融支援機構が災害の状況を考慮して決定します。
- 申込受付期間は、個々の災害によって異なります。個々の災害ごとの申込受付期間は、「被災された方への融資」中から該当する災害に対する融資をクリックして、ご確認ください。

### ▶ お申込みができる方

- 住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から次の書類の発行を受けた方

#### 【建設及び新築・リ・ユース購入】

◎住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。

#### 【補修】

◎住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

\*被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方もお申し込みすることができます。

- ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方
  - ※被災者の方に貸すために建設、購入、補修する場合も対象になります。(ただし、連帯保証人が必要となります。)
  - ※平成19年(2007年)新潟県中越沖地震又は平成19年(2007年)能登半島地震で住宅に被害を受けられた親のために住宅を建設、購入または補修される方も対象になります。
- 年収に占めるすべてのお借入れ※の年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以
基準	30%以下	35%以下

※すべてのお借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含みます。）などの借入れをいいます。

注：総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もあります。

- 日本国籍の方、外国人の方または法人

## 融資について

### ▶融資を受けられることができる住宅

#### 共通

- 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
  - 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建てであること。
  - 敷地の権利が転貸借でないこと。
- \*175m<sup>2</sup>よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設・購入またはリフォームできます。

#### 建設

- 1戸当たりの住宅部分の床面積が13m<sup>2</sup>以上175m<sup>2</sup>以下の住宅

#### 新築購入

- 1戸当たりの住宅部分の床面積が50m<sup>2</sup>（マンションの場合、40m<sup>2</sup>）以上175m<sup>2</sup>以下の住宅
- 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅
- 一戸建ての場合は敷地面積が100m<sup>2</sup>以上であることが必要です。

#### リ・ユース購入

- 1戸当たりの住宅部分の床面積が50m<sup>2</sup>（マンションの場合、40m<sup>2</sup>）以上175m<sup>2</sup>以下の住宅
- マンション以外の場合は敷地面積が100m<sup>2</sup>以上であることが必要です。

#### 補修

- 補修の場合は、共通の条件のみです。

### ▶融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となります。（10万円以上で10万円単位）  
なお、融資限度額は、次の1～3の合計額です。

#### 1.基本融資額（必ずご利用ください。）

構造 種別	建設資金	リ・ユース
	新築購入資金 (万円)	購入資金 (万円)
耐火・準耐火 木造 (耐久性)	1,460	1,160 (1,460)
木造 (一般)	1,400	950

構造 種別	補修資金 (万円)
耐火・準耐火	640
木造	590

※ ( ) 内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の融資額です。

## 2.土地融資額

(単位：万円)

構造 種別	建設資金	新築購入資金	補修資金
		リ・ユース購入資金	
土地取得資金	970	970	
整地資金	380		380
引方移転資金			380

\*建設資金について、土地取得資金は土地が流失した場合などに限りご利用いただけます。

\*土地取得費は賃借権の場合は580万円、保証金により取得した定期借地権の場合は380万円(一定の要件があります。)となります。

\*整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合などにご利用いただけます。

\*引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度となります。

## 3.特例加算額

450万円

※補修資金の場合はご利用できません。

### ▶融資金利

→金利をご覧ください。

## 返済について

### ▶返済期間

最長返済期間は、次の1または2のいずれか短い年数になります。

#### 1.住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年
木造（一般）	25年

※ ご融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

なお、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震または阪神・淡路大震災の場合は、5年間の据置期間を利用できます。（阪神・淡路大震災で被災された方については、建築制限の行われている地域に制限解除後6ヵ月以内に建設等を行う方がお申込みできます。）

【リ・ユース購入資金】（10年以上1年単位で設定）

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※ ご融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

なお、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震または阪神・淡路大震災の場合は、5年間の据置期間を利用できます。（阪神・淡路大震災で被災された方については、建築制限の行われている地域に制限解除後6ヵ月以内に建設等を行う方がお申込みできます。）

【補修資金】（1年単位で設定）

20年

※返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（返済期間は延長されません。）

## 2.年齢による最長返済期間

「80歳」 — 「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なります。

### ▶返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

### ▶担保

【建設・購入の場合】

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定させていただきます。

【補修の場合】

建物に機構の抵当権を設定させていただきます。

（審査の結果、敷地にも抵当権を設定させていただく場合があります。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定させていただきます。

### ▶火災保険

建物には、特約火災保険または選択対象火災保険を付けていただき、機構を第1順位とする質権を設定していただきます。

[「火災保険・地震保険のご案内」をご覧ください。](#)

## その他

### ▶ 事業者向け（賃貸住宅融資関係）の特有事項

#### ● お申込ができる方

融資の返済に関して確実な連帯保証人を用意できる方または融資の物件以外に担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる方

#### ● 融資を受けることができる住宅

建設にあっては、1戸当たりの住宅部分の床面積が30m<sup>2</sup>以上175m<sup>2</sup>以下であること

耐火構造または準耐火構造の住宅であること

被害を受けた住宅の所在していた市町村または市町村の区域内にあること

#### ● 融資額

前述の融資限度額は、1戸当たりの金額となる

#### ● 返済方法

ボーナス併用払いは利用できない

#### ● 賃貸計画

被災した当時の賃借人に対して優先的に賃貸し、その賃借人が希望しない場合、その他の被災者等に優先的に賃貸すること

## お申し込み・お問い合わせ

### ▶ お申込先

郵送により機構にお申込みください ※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行います。

※災害の状況によっては、取扱金融機関でお申込みできる場合がありますので詳しくは機構にお問い合わせください。

### ▶ お申込みに必要な書類

- り災証明書（り災証明書は市町村等から交付を受けます。）
- 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書
- 申込人の収入及び納税に関する証明書

- その他審査上必要な書類

(注) 融資手数料は不要です。

### ▶借入申込書等の入手方法

- 災害復興住宅融資のお申込みにあたって、必要となる借入申込書などは、下記お客様コールセンターにご請求ください。
  - お客様コールセンターより無料でお送りいたします。
- [工事審査関係書類はこちらからダウンロードできます。](#)

### ▶災害復興住宅融資の申込みのやり直し※について

災害復興住宅融資の場合、現在のお申込みを取り下げ、同時に再度お申込みをしていただくことができます。(以下これを「再度の申込み」といいます。)

例えば、お申込み時点の金利よりも融資金利が下がっている場合に、再度の申込みをすると、再度の申込みをした時点の金利が適用されます。ただし、再度の申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。再度の申込みをする場合は、下記の①～⑦までの注意点について十分ご確認の上、手続きを行ってください。詳しくは、機構までお問い合わせください。

- ① 再度の申込みができる期間は、災害復興住宅融資の申込受付期間内で、現場審査(購入物件検査)の申請前までです
  - ② 再度の申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。
  - ③ 返済期間や融資額等の借入の条件は、再度の申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
  - ④ 返済期間の「2 年齢による最長返済期間」は再度の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)により算定しますので、再度の申込みをする場合、当初のお申込みにおいて選択した返済期間を選べない場合があります。
  - ⑤ 再度の申込みをされた場合、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りする場合があります。
  - ⑥ 当初のお申込みに併せて団体信用生命保険の加入手続きが行われている場合でも、再度の申込みをする場合は団体信用生命保険についても新たに加入の手続きを行っていただき、新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、団体信用生命保険の加入をお断りする場合があります。
  - ⑦ 再度の申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額となった場合でも、一度取り下げられたお申込みを復活させることはできません。
- ※災害復興住宅融資以外の融資では再度の申込みができる時期に制限がありますので、ご注意ください。